

26 西 審 国 第 10 号
平成 27 年 1 月 29 日

西東京市長 丸 山 浩 一 殿

西東京市国民健康保険運営協議会
会長 清 水 文 子

諮問第 2 号に対する答申書

平成 26 年 10 月 3 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮 問 事 項

平成 27 年度国民健康保険料のあり方について

2 答 申 事 項

平成 27 年度国民健康保険料率と賦課限度額を次のとおり見直す。

(1)基礎賦課額

被保険者均等割 19,800 円から 22,800 円
世帯平等割 11,800 円から 8,800 円

(2)後期高齢者支援金等賦課額

賦課限度額 14 万円から 16 万円

(3)介護納付金賦課額

賦課限度額 12 万円から 14 万円

なお、平成 27 年度税制改正で国民健康保険税の低所得者に対する軽減判定所得の拡大が予定されている。国民健康保険料についても同様の政令改正が実施された際には、政令に従い国民健康保険料軽減の拡充を行うこと。

3 答申の理由

賦課限度額は、昨年度に引き上げの政令改正がされており、今年度も更なる改正が予定されているため、既に改正されている部分について見直しをすることとした。

国民健康保険料のあり方については、国民健康保険の広域化へ向けて取り組むべき課題を整理し、対策として、賦課方式、保険料率についての移行計画及び計画を円滑に実施するための国民健康保険事業運営基金の活用を盛り込んだ「西東京市国民健康保険料のあり方について」を作成した。

平成27年度国民健康保険特別会計は、これら賦課限度額の見直し及び「西東京市国民健康保険料のあり方について」に基づく医療分の賦課方式変更計画の実施により、法定外繰入金についても一定程度改善する見通しであることから答申事項による見直しの結論に至った。

「付帯意見」

- 1 一般会計からの法定外繰入金は、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性確保の観点から一定の枠内で運用するべきである。法定外繰入金については歳入の確保、歳出の抑制、繰入金の基準、保険料のあり方などを総合的に勘案する必要がある。
- 2 「健康都市宣言」を行った市にふさわしいよう、引き続き健康への市民の関心を高めながら健康づくりに関連する事業の充実を図るとともに、第二期特定健康診査等実施計画に掲げる目標達成に向けて、更なる受診率の向上に努力すること。

また、ジェネリック医薬品利用差額通知の発行、療養費の適正化、レセプト点検強化、医療費分析による疾病の重篤化予防など医療費の縮減に向けた取組みを行い、国保財政の健全化を図ること。なお、歳入の確保及び負担の公平性の観点からも、口座振替の勧奨、滞納繰越額の削減など保険料徴収の向上を図ること。